

社会福祉法人 松風会
共同生活援助重要事項説明書
 (グループホームサービス)

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び77条の規定に基づき、文書により説明を行うものです。

松風会は、入居者に対して共同生活援助（グループホームサービス）を提供します。

施設・設備の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1 事業者の概要

経営事業者の名称	社会福祉法人 松風会
法人所在地	長崎県島原市有明町大三東甲2150
代表者氏名	理事長 蒲池 興照
電話番号	0957-68-1161

2 事業の目的と運営の方針

あなたのご利用グループホーム

種類	共同生活援助事業所 平成18年10月1日指定
目的	入居者に対し共同生活を送る住居において食事、家事等の日常生活上の支援や食事や入浴、排泄等の介護を提供します。
施設の名称	清華ホーム
管理者氏名	池田 香代
サービス管理責任者	池田 香代
施設の所在地	長崎県島原市有明町大三東甲1715番地 (清涼・清心ホーム) 長崎県島原市有明町大三東乙718番地-1 (GH さくら)
主たる対象者	知的障がい者

運営方針	別紙・社会福祉法人松風会 グループホーム運営規程による
電話番号	0957-68-3811(清涼ホーム)、0957-68-3812(清心ホーム) 0957-68-3822(GH さくら)
バックアップ施設名	社会福祉法人松風会 清華学園
開設年月日	(清涼ホーム) 平成3年6月1日 (清心ホーム) 平成4年5月1日 (GH さくら) 平成28年8月1日
利用定員	清涼ホーム 6名 清心ホーム 6名 GH さくら 6名

3 清華ホームの概要

(1) 「清涼ホーム」 「清心ホーム」

構造	木造平家建
敷地面積	646.00㎡
延べ床面積	158.14㎡

「GH さくら」

構造	木造平家建
敷地面積	803.13㎡
延べ床面積	177.67㎡

(2) 居室「清涼ホーム」 「清心ホーム」

居室の種類	室数	面積	一人当たり面積	備考
一人部屋	6室	74.53㎡	12.42㎡	エアコン、押入れ

居室「GH さくら」

居室の種類	室数	面積	一人当たり面積	備考
一人部屋	6室	71.04㎡	11.84㎡	エアコン、押入れ、 空気清浄器

(3) 居室以外の施設設備の概要「清涼ホーム」「清心ホーム」

設備の種類	室数	面積	一人当り面積	備考
台所・食堂	1室	19.05 m ²	3.17 m ²	
居間	1室	9.94 m ²	1.65 m ²	
浴室	1室	4.97 m ²		
洗面所	1室	8.19 m ²		
脱衣室	1室	2.73 m ²		
便所	2室	3.31 m ²		洋式水洗便所

「GH さくら」

設備の種類	室数	面積	一人当り面積	備考
台所・食堂・居間	1室	38.17 m ²	6.36 m ²	
浴室	1室	3.46 m ²		
シャワー室	1室	1.94 m ²		
洗面所	1室	8.12 m ²		
脱衣室	1室	3.63 m ²		
便所	2室	2.26 m ²		洋式水洗便所

(4) バックアップ施設の概要

施設の名称	社会福祉法人 松風会 清華学園
代表者（施設長）	施設長 蒲池 興照
所在地	長崎県島原市有明町大三東甲 2 1 5 0 番地
電話番号	0 9 5 7 - 6 8 - 1 1 6 1

4 職員の配置状況

(1) 職員体制（併設の障害者支援施設も含む）

職種	員数	区分				常勤換算後の職員	指定基準
		常勤		非常勤			
		専従	兼任	専従	兼任		
管理者（施設長）	1		1			1	1
サービス管理責任者	1		1			1	1
世話人	6		3	1	2	3	3
生活支援員	5		3		2	2	2

(2) 職員の勤務体制

職種	勤務体制
管理者	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）常勤で勤務
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）常勤で勤務
世話人	午前 6：00 ～ 午前 9：00（3時間） 午後 4：00 ～ 午後 7：00（3時間） 午後 6：00 ～ 午後 9：00（3時間：GH さくら月のみ） 午後 4：00 ～ 午後 9：00（5時間：生活支援員休日時）
生活支援員	午前 6：00 ～ 午前 9：00（3時間） 午後 4：00 ～ 午後 9：00（5時間）

5 グループホームサービスの概要

(1) 入居者の利用負担額

別紙、共同生活援助個人利用契約書のとおりです。

(2) 訓練等給付費から給付されるサービス

訓練等給付費（市町村から支給される額及び入居者の定率負担額等）の範囲内で提供するサービスの内容は以下のとおりです。

なお、入居者個人について提供するサービスの内容については、「共同生活援助利用契約書（グループホームサービス利用契約書）」第4条により作成する

個別支援計画にもとづくものとしします。

①基本的な生活にかかわる支援

種 類	内 容
食 事	<p>栄養のバランス、入居者の身体の状況、希望や嗜好を考慮した食事の提供を行います。</p> <p>入居者の状況に応じ、介護します。</p> <p>《食事時間》</p> <p>朝食（午前 7：00 ～ 午前 7：30）</p> <p>夕食（午後 6：00 ～ 午後 6：30）</p>
調 理	常に清潔・安全衛生に配慮した調理場環境を整えます。
洗濯・排泄・着脱衣 整容・清掃・整理整頓	入居者の状況に応じて、適切な支援、介護を行います。

②日中活動にかかわる支援

種 類	内 容
日中活動支援	日中活動先との調整等を清華学園と連携し支援します。

③社会生活にかかわる支援

種 類	内 容
金銭管理・人間関係	入居者との状況に応じて適切な支援をします。
相談及び援助	<p>入居者及びその法定代理人または身元引受人等からの相談については、必要に応じて相談を受け支援を行うよう努めます。</p> <p>《窓口》 サービス管理責任者</p>

④苦情申立先

ご利用相談 窓口	・窓口担当者	清華学園係長：池田奈美
	・ご利用時間	8：00～17：00（日曜・祭日、年末年始を除く）
	・電話番号	0957-68-1161
	・苦情解決責任者	理事長 蒲池興照
	・第三者委員	
	監 事	中山勝美（TEL. 0957-62-2855）
監 事	本田裕章（TEL. 0957-62-3924）	
	・担当者が不在の場合は、事務所までお申し出ください。	
	・苦情受付箱を設置しておりますのでご利用ください。	

⑤虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する 相談窓口	・窓口相談者（責任者）	池田香代（清華学園支援課長）
	・相談時間	8：00～17：00（日曜・祭日、年末年始を除く）
	・電話番号	0957-68-1161

⑥協力医療機関

医療機関の名称	木下内科医院
医院長名	木下眞吾
所在地	島原市中野町丙 22 番地 1
電話番号	0957-64-5851
診療料	利用者負担
入院設備	有

医療機関の名称	松井歯科医院
医院長名	松井良二
所在地	島原市有明町大三東乙 66-1
電話番号	0957-68-0011
診療料	利用者負担
入院設備	無

※協力医療機関は、入院治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。ただし、優先的な診療、入院治療を保証するものではありません。

⑦非常災害時の対策

非常時の対応	清華ホーム消防計画書に基づく火災時の対応マニュアルに従い、安全な避難に努めます。
防災訓練	1年4回（夜間対応訓練 1年1回）実施予定です。
防災設備	「消火器」 「自動火災報知設備」 「消防機関へ通報する火災報知設備」

⑧事故発生時の対応

事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族及び都道府県並びに市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

3 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

⑨その他のサービス

利用者からのご希望により、下記のサービスを提供します。

下記のサービスについて、利用を希望される場合には、所定の料金または実費をお支払いいただきます。

◇預り金管理

利用者の希望により、金銭管理サービスをご利用いただけます。

- ・管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている通帳。
- ・お預かりするもの：上記預貯金通帳、金融機関届出印鑑、年金証書。
- ・保管管理者：管理者（清華学園施設長）
- ・出納責任者：清華学園担当職員
- ・預り金管理手数料：年額1,200円
- ・管理方法
- ・※入出金については、責任を持って行い、出入金記録を作成します。
※年2回、残高報告書を作成し、利用者に報告します。
※利用者は、いつでも入金記録を閲覧でき、その写しの交付を受けることができます。

⑩記録の保管

サービス提供記録の保管	契約の終了後、法に定める期間保管します。
サービス提供記録の閲覧	土曜日・祝祭日を除く毎日9時から17時。
サービス提供記録の複写物の交付	複写に際しては、1枚につき20円頂きます。

⑪訓練等給付費対象外サービス利用料金

以下のサービスについては、利用料金を頂きます。

項目	金額	備考
家賃	日額800円 月額25,000円	

⑫実費負担による料金

項目	金額	備考
光熱水費	日額320円、月額概算8,000円)	電気、水道、灯油、電話代等
食事代	(朝:200円、夕:400円) 月額15,000円	毎月徴収し年度末に精算、返金
支援費から支給されない日常生活上の諸費用及び教養娯楽費	実費	日用品代、
理容・美容料	実費	

※日額料金は、体験利用、体験実習時に適応する。

⑬利用者の選択により提供するサービス料金

特別な食事	実費
移送・付き添いサービス	実費
その他	上記以外のその他のサービスについては実費を頂きます。

6 清華ホームをご利用の際に留意いただく事項

嘱託医師以外の医療機関への受診	・より専門科への受診が必要と判断された場合、受診が継続的になる場合や遠方への受診等は、ご家族に対応していただく場合があります。
居室・設備・器具の利用	・施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります
喫煙・飲酒	・居室は禁煙です。喫煙は決められた場所をお願いします。飲酒は、節度をもってされるようお願いします。
貴重品の管理	・貴重品につきましては、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては、預り金管理サービスをご利用ください。
宗教活動・政治活動・営利活動	・利用者の思想、信教は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動および営利活動はご遠慮ください。
動物飼育	・施設内へのペットの持ち込み及び飼育については、管理者にご相談ください。

①その他

利用者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合には、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡されるまでの期間にかかる次の料金を頂きます。

- ・利用者の障害程度に応じたサービス利用料金
- ・その他受けたサービスの実費

②利用者負担金の支払方法

上記利用料金の支払いは、1ヶ月ごとに計算し、請求しますので、指定された日までに以下の方法でお支払いください。

〈支払方法〉

- ・自動口座引き落としでお願いします。
- ・ご利用できる金融機関： 十八銀行 有明支店

私は、本書面に基づいて事業者から上記重要事項の説明を受け、共同生活援助（グループホームサービス）の提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

(入居者) 住 所

氏 名

(身元引受人又は法定代理人)

住 所

氏 名

入居者との続柄

令和 年 月 日

当事業所は、 様に対する共同生活援助（グループホームサービス）の提供にあたり、上記のとおり重要事項について説明いたしました。

事業所 住 所 島原市有明町大三東甲 2150

名 称 社会福祉法人松風会 清華学園
理事長 蒲池興照

説明者 サービス管理責任者

池田香代